

一般社団法人美しい伊豆創造センター 伊豆半島ジオパークサポーター設置規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人美しい伊豆創造センター（以下、「この法人」という。）は、定款第6条に規定する正会員、賛助会員、協力会員のほか、この法人のジオパーク活動を推進するために「伊豆半島ジオパークサポーター」（以下「サポーター」という。）を設置する。

(定義)

第2条 サポーターは、この法人が掲げる「ジオパークの保全、教育並びに持続可能な発展」の活動に賛同する個人とする。

(加入)

第3条 会長は、サポーターに加入しようとする個人から加入申請があった場合は、この法人の目的に反する等の正当な理由がない限り、加入を承認するものとする。

2 会長は、加入申請があった個人の入会を認めないときには、速やかに、理由を付けた書面をもって申込者にその旨を通知しなければならない。

(除名・脱退)

第4条 会長は、この法人の目的に反した行為、または反社会的活動を行ったと認められるサポーターに、除名を命ずることができる。

2 サポーターは自らの意思で脱退することができる。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年12月24日から施行する。